

大規模災害発生時における相互 協力に関する協定の概要

西日本高速道路(株)四国支社

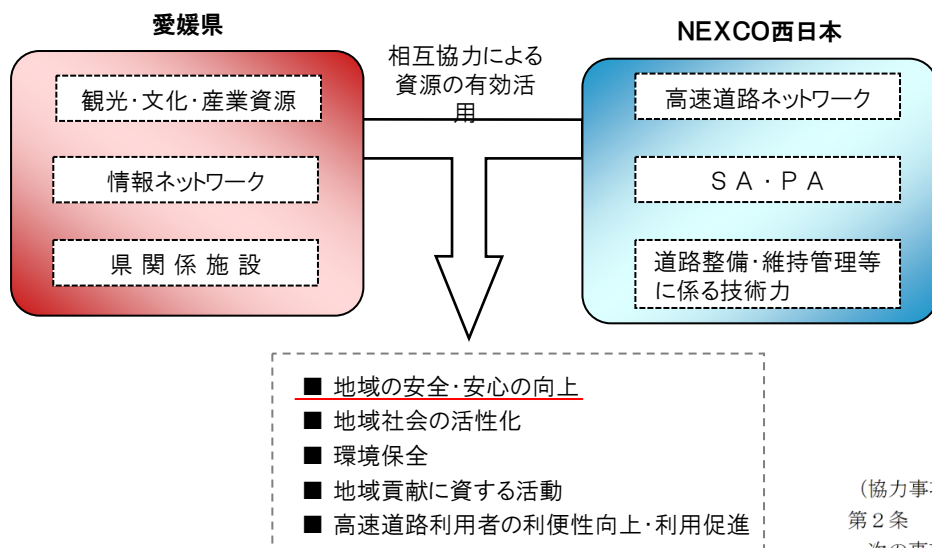
みち、ひと…未来へ。



協定の位置づけ

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」(以下「防災協定」という。)は、平成23年9月30日締結の「愛媛県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」の第2条「協力事項」に規定する「防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること」について、施策の推進を図るため、その具体を定めるものです。

包括協定のイメージ



愛媛県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)
第1条 本協定は甲及び乙が相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、愛媛県民の安全・安心の向上及び観光・産業振興等地域社会の活性化並びに高速道路及びパーキングエリア（以下「高速道路等」という。）における利用者等の利便性向上及び利用促進を図ることを目的とする。

(協力事項)
第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。
(1) 防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること
(2) 観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関すること
(3) 環境保全に関すること
(4) 交通安全に関すること
(5) 高速道路等の利便性向上・利用促進に関すること
(6) 技術交流に関すること
(7) その他本協定の目的に沿うこと

(個別の協働)
第3条 甲と乙は、本協定に基づき、個別の案件を連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

(有効期間)
第4条 本協定の有効期間は平成23年9月30日から平成28年3月31日までとする。ただし期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了の日翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

(その他)
第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年9月30日

甲 愛媛県知事 中村 将広
乙 西日本高速道路株式会社 代表取締役社長 西村 英俊

(協力事項)
第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。
(1) 防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること
(2) 観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関すること
(3) 環境保全に関すること
(4) 交通安全に関すること
(5) 高速道路等の利便性向上・利用促進に関すること
(6) 技術交流に関すること
(7) その他本協定の目的に沿うこと

包括協定

県_知事 — NEXCO_社長

県民の安全・安心の向上と地域社会の活性化、高速道路利用者の利便性向上と利用促進を図ることを目的として、県とNEXCO西日本が相互の連携を強化し、双方の資源を有効に活用することを規定

防災協定

県_知事 — NEXCO_四国支社長

大規模災害発生時における災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的として、災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を規定

(1)協力の内容について(自らが行う業務に支障のない範囲において応諾)

▶ 高速道路施設の拠点等としての活用 ▶ 緊急開口部を活用した緊急車両の通行 ▶ 災害対策等に係る資機材、物資の提供 ▶ 災害情報及び道路情報の共有・道路利用者への提供 ▶ 調査・復旧に関する技術的支援 ▶ 相互の道路機能の活用 ▶ 地域の安全性向上に関する取組み ▶ その他必要と認められる事項

(2)協力要請について

(3)費用負担について

(4)情報連絡体制について

(5)防災訓練への相互参加について

細目協定

県_部長 — NEXCO_四国支社保全サービス事業部長

防災協定の運用に関し、内容、適用範囲、手続き等の具体について規定

(1)活用可能な高速道路施設・緊急開口部の場所

(2)提供可能な資機材・物資の情報交換

(3)災害情報及び道路情報の共有方法、道路利用者への提供方法

(4)調査・復旧に関する技術的支援の内容

(5)相互の道路機能の活用の考え方

(6)地域の安全性向上に関する取組みの考え方

(7)協力要請の方法、書式等

(8)情報連絡体制の方法、書式等

協力の内容

(写真・図はイメージ)

◆高速道路施設の拠点等としての活用



◆緊急開口部を活用した緊急車両の通行



◆災害対策等に係る資機材、物資の提供



◆災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供

- ・被災状況
- ・道路交通規制状況
- ・情報連絡員の派遣 等

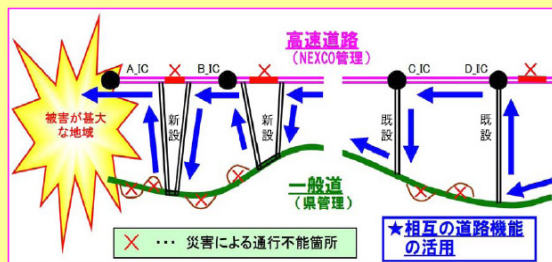


◆調査・復旧に関する技術的支援

- ・大規模構造物の異常調査及び復旧支援



◆相互の道路機能の活用



◆地域の安全性向上に関する取組み



◆防災訓練等への参画



協定締結によるメリット

防災協定を締結することにより想定されるメリットは、以下のとおりです。

| 想定されるメリット | 防災協定の該当項目 |
|----------------|--|
| 災害発生時の初期対応の迅速化 | ▶ 緊急開口部を活用した緊急車両の通行 ▶ 災害情報及び道路情報の共有・道路利用者への提供 ▶ 相互の道路機能の活用 ▶ 地域の安全性向上に関する取組み |
| 被災者への早期支援 | ▶ 高速道路施設の拠点等としての活用 ▶ 緊急開口部を活用した緊急車両の通行 ▶ 災害対策等に係る資機材・物資の提供 ▶ 災害情報及び道路情報の共有・道路利用者への提供 ▶ 相互の道路機能の活用 ▶ 地域の安全性向上に関する取組み |
| 復旧作業の迅速化 | ▶ 高速道路施設の拠点等としての活用 ▶ 緊急開口部を活用した緊急車両の通行 ▶ 災害対策等に係る資機材・物資の提供 ▶ 災害情報及び道路情報の共有・道路利用者への提供 ▶ 調査・復旧に関する技術的支援 ▶ 相互の道路機能の活用 |
| 住民、道路利用者の安全確保 | ▶ 高速道路施設の拠点等としての活用 ▶ 災害情報及び道路情報の共有・道路利用者への提供 ▶ 地域の安全性向上に関する取組み |
| 県とNEXCOの連携強化 | ▶ 高速道路施設の拠点等としての活用 ▶ 緊急開口部を活用した緊急車両の通行 ▶ 災害対策等に係る資機材・物資の提供 ▶ 災害情報及び道路情報の共有・道路利用者への提供 ▶ 調査・復旧に関する技術的支援 ▶ 相互の道路機能の活用 ▶ 地域の安全性向上に関する取組み ▶ 防災訓練への参画 |